

岩手県告示第68号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北森林管理局岩手南部森林管理署長から次のとおり通知があった。

令和元年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市巖美町字須川岳国有林230林班
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年4月17日から令和元年9月24日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）